

再 申 入 書

令和6年1月29日

〒060-0001

札幌市中央区北1条西8丁目2番地7

ホサカビル3階 札幌ことぶき法律事務所

鹿野 晋平 殿代理人

弁護士 井 川 寿 幸 様

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

第1 はじめに

令和5年8月21日付けでの当法人事務局長宛てに「ご連絡」と題する書面（以下「連絡文書」といいます。）を送付されておられます。当法人宛ての文書は、今後、当法人事務局長宛てではなく、上記の当法人事務所宛てにお送りください。

第2 「足うら屋」こと鹿野晋平殿に対する申入れの経緯について

- 1 当法人では、令和5年5月1日付けで、「足うら屋」こと鹿野晋平殿（以下「鹿野殿」といいます。）に対して「足うら屋」のホームページでの表示に関する申入れを行いました（以下「申入書」といいます。）。
- 2 上記の申入れに対して、鹿野殿は、令和5年5月31日付けで（ただし当法

人への到達は令和5年6月5日)でファクシミリにて回答(以下「回答書」といいます。)がありました。

回答書において、鹿野殿は、弁護士に相談しながらホームページ上の表記を改めていくこととされたうえで、当法人からの照会については回答を留保することと今後の対応について貴職に委任したことが記載されていました。

そこで、当法人では、回答書を当法人のホームページにて公表するとともに、申入れを受けて鹿野殿から表記を改められるとされていることから、当法人に対する具体的な回答をお待ちしました。

(2) しかし、鹿野殿及び貴職からの回答がなかったため、当法人事務局長より令和5年8月10日に貴職に対して、当法人の申入れに対する今後の回答に関する問合せを口頭で行いました。

(3) その後、貴職は、令和5年8月21日付けで前記の連絡文書を当法人事務局長宛てに送付されました。その連絡文書には、当法人がホームページで公開する運用では回答できることに限りがあること、また書面での照会につき貴法人の内部に留めて不特定多数へ公開されない保証があるのであれば補充的に説明できることはあること、鹿野殿のホームページの現在の内容にも問題があるのであれば善後策を検討するので指摘されるよう求めること、が記載されていました。

そのうえで、貴職は、当法人が鹿野殿から当法人に送付された回答書を公開したことにつき不法行為(民法709条)に該当するおそれがあるとして、当法人が文書を公開したことに關する法的根拠を明らかにするように求められました。

第3 連絡文書における指摘事項への回答

1 不法行為に関する指摘事項について

貴職からの指摘事項のうち不法行為の成否につきまして、当法人内で検討い

たしましたが、貴職の指摘はいずれも当たらないものと思料します。

- (1) 申入書の第5には「貴殿（注：鹿野殿）からのご回答の有無及びご回答いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきます」と申し添えています。鹿野殿に対して、鹿野殿からの回答について公表することを、申入書においてあらかじめお伝えしております。そのうえで、鹿野殿も回答書において公表にあたっての異議を示されておられません。
- (2) 当法人は、消費者契約法13条において、「不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の収集及び提供に係る業務」を行う者として、内閣総理大臣の認定を受けています。消費者契約法において適格消費者団体は、「消費者の啓発、情報発信、被害救済の支援などの役割と並んで、消費者の視点に立った市場の監視者としての役割を担うこと」が期待されています（消費者庁『逐条解説 消費者契約法』（消費者庁ホームページ掲載）225頁。以下「逐条解説」といいます。）。そこで、当法人は、定款において、当法人の目的として、差止請求や各種消費者問題に関する情報提供を事業としています。

このような適格消費者団体としての役割から、消費者に対する情報発信に関して、消費者契約法では、例えば次のような情報提供義務を定めています。消費者契約法24条4項では、差止請求権の行使に関して、適格消費者団体に通知・報告義務を課しています。同項では「裁判外において差止請求をしたとき」（法第23条4項2号）には、内閣総理大臣等への報告義務等を定めています（同条4項柱書）。同27条は「適格消費者団体は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、消費者に対し、差止請求に係る判決……又は裁判外の和解の内容その他必要な情報を提供するように努めなければならない

い。」と定めています。逐条解説288頁及び289頁では、「裁判外の和解・・・など、差止請求権の行使の結果は幅広く情報提供の対象とするのが望ましい。」

「提供事項については、消費者のプライバシーの侵害のおそれ等がある場合を除き、判決等の概要のほか、当該判決等の内容についても、個人情報等の取り扱いに留意した上で、消費者が理解しやすい方法で提供するようにすることが望ましい。」とされています。

そこで、当法人では、以上の適格消費者団体としての役割や目的に照らし、消費者に対する情報提供として、事業者に対する申入書や、申入れに対する事業者からの回答の有無やその内容を当法人のホームページにて公開しています。

2 鹿野殿のホームページに関する指摘事項について

鹿野殿のホームページに関して、当法人が申入れを行った後に表示内容を変更され、一部修正がなされているようには見受けられません。

ただ、当法人による申入れの趣旨は、貴殿のホームページの表示を見た一般消費者が特定の年月日までのキャンペーン期間のみ、施術を通常価格よりも安いキャンペーン価格で受けられると誤認する点にあります。当法人の申入れ後にも当法人が行った調査によれば、鹿野殿のホームページではキャンペーンが終了したとの表示はなかったように見受けられます。

当法人の申入れの趣旨を踏まえまして、鹿野殿におかれましては、ホームページにおける表示内容を是正されるように求めます。

3 鹿野殿への照会事項に対する回答に関する指摘事項について

上記のとおり、当法人では事業者からの回答の有無やその内容について消費者に対して公表しておりますが、事業者からの回答にあたって、その根拠となる営業秘密に該当する情報について事案ごとの対応を検討しております。回答にあたって営業秘密に該当する情報が含まれている場合には、当法人に事前にご連絡ください。なお、施術料金を定めるなどした規約に関しては、消費者に

対して表示されるべきものですので(民法548条の2以下)、営業秘密には該当しないように思われます。

第4 最後に

改めて当法人の申入れに対する貴殿のお考えと照会への回答を、令和6年2月29日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。貴殿からのご回答の有無及びご回答いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

以上